

# ○福岡市長期継続契約要綱

(平成17年3月31日局長決裁)

平成20年3月31日一部改正

(趣旨)

第1条 地方自治法第234条の3の規定による福岡市長期継続契約の範囲を定める条例(以下「条例」という。)の規定により長期継続契約を締結することが出来る契約の範囲は、この要綱の定めるところによる。

(長期継続契約を締結することが出来る契約)

第2条 条例第2条第1項第1号に定める賃貸借契約は、次に掲げる物品の賃貸借契約とする。

- (1) 機械器具
- (2) 事務用品
- (3) 電気機械器具
- (4) O A機械器具
- (5) 医療・理化・計測用品
- (6) その他市長が特に必要とみとめる物品

2 条例第2条第1項第3号に定める役務の提供を受ける契約は以下の通りとする。

- (1) 機械警備委託契約
- (2) その他市長が特に必要とみとめる委託契約

(その他)

第3条 この要綱の運用にあたっては、別に定める「福岡市長期継続契約要綱運用指針」に基づき、適正に処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込の誘引を行う契約について適用し、施行日前に入札の広告、入札参加者の指名その他の契約の申込の誘引を行う契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込の誘引を行う契約について適用し、施行日前に入札の広告、入札参加者の指名その他の契約の申込の誘引を行う契約については、なお従前の例による。